

平成25年度行政監査結果に基づき講じた措置

監査意見	講じた措置
<p>1 緊急雇用創出事業（委託事業）について (1) 事業実施の手続等は適正に行われているか ア 消費税等の取扱いについて 消費税等課税事業者である受託者について、厚生労働省の通知により消費税を含まない事業費に消費税率を乗じて消費税額を算定するよう指導されていたにもかかわらず、消費税を含む事業費にさらに消費税率を乗じて消費税額を算定し、委託費の消費税相当額を重複して計上していた。 （該当事業：鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業（長寿社会課）、重点分野職場体験型雇用事業（雇用人材総室（就業支援課））及び新卒未就職者等実務研修型雇用事業（雇用人材総室（就業支援課））） 消費税等の取扱いについては、厚生労働省の通知に従い適切に処理されたい。</p>	<p>緊急雇用創出事業を実施した全所属に対して、平成24年度分について再調査を実施し、平成26年3月までに重複計上とされた額を返納させた。</p> <p>重点分野職場体験型雇用事業について 平成24年4月の人事異動で担当者が交替した際、十分に事務引継ができていなかったため、後任者が当該通知（平成24年3月通知）を認識していなかったことが原因である。 当該事業について、あらためて平成24年度分について調査を行い、平成26年4月までに重複計上とされた額795,300円を全て返納させるとともに、平成25年11月、当該事業に係るチェックリストに消費税に関する項目を追加した。 再発防止のため、担当者交替時の事務引継を適切に行うとともに、委託事業の完了検査前に検査員全員で打合せを行い、取扱いに関する認識を共有することとした。 また、新たな事業の開始時には、緊急雇用創出事業に関する取扱いを掲載したデータベースを確認し、受託者へ周知徹底する。</p> <p>新卒未就職者等実務研修型雇用事業について 平成25年4月の人事異動で担当者が交替した際、前任者が当該通知（平成24年3月通知）を認識しないまま事務引継を行ったため、後任者が認識していなかったことが原因である。 当該事業について、あらためて平成23年度分及び平成24年度について調査を行い、平成25年12月までに重複計上とされた額456,980円を全て返納させた。</p> <p>なお、平成22年度から実施した鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業については、消費税の取扱いについて、担当課において平成24年3月に発出された厚生労働省通知の内容の理解が不十分で、従来どおりの対応でよいと誤認して処理していたものである。 当該事業の委託料については、受託者と合意の</p>

監査意見	講じた措置
	<p>上契約したものであることから、返納は求めないこととしたが、今後同様の事業を実施することとなった場合は、当該通知（平成 24 年 3 月）に示された消費税取扱方法により適正に処理する。</p>
<p>(2) 事業の履行確認は適正に行われているか ア 仕様書に定める実施方法等の確認について (ア)仕様書に定める業務の実施状況等の確認について、次のような状況が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有期雇用労働者が離職失業者であることの確認を受託者が行っていたかどうかを、県において確認していないものが多かった。 ・ 受託者がハローワークを通じて求人を行ったかどうかを求人票等で県が確認していないものが多かった。 ・ 受託者に対し実際の勤務時間などを確認できる書類の提出を求めているため、賃金台帳に勤務時間の記載があるものを除き勤務時間を県が確認していないものが散見された。 (該当事業：鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業（長寿社会課） <p>実績報告書等の添付書類として、求人票や勤務実態を確認できる書面の提出を求めるなど、要件に合った雇用が行われたことを確認する必要がある。</p>	<p>委託料の額の確定を期限内に行う必要があり処理を急いでいたこと及び受託者が行う介護保険事業において不正等は確認されていないことから、詳細な確認までは要しないと判断したものである。</p> <p>なお、当該事業は既に平成 24 年度で終了している。</p> <p>また、緊急雇用創出基金担当課から緊急雇用創出事業各事業課に対して、平成 26 年 3 月に平成 25 年度事業の実績報告等の確認について、委託先での雇用実態も含め、現地で現物を確認するよう周知徹底した。</p> <p>さらに、平成 26 年 3 月に会計局から各部局に対して、委託料の完了報告書の確認に当たり、完了報告書の記載内容だけでは委託料の実績額が十分に把握できない場合は、追加資料の提出を要請したり、現地での書類の確認を行うなど適切な対応を図るよう通知した。</p>
<p>イ 実績報告書の確認について (ア)契約に基づく報告書類の種類が多く、確認すべき項目は多いが、検査項目や着眼点等の整理等は行われていなかった。</p> <p>(該当事業：介護サービス向上のための職員加配支援事業（長寿社会課）、鳥取県現任介護職員等研修支援事業（長寿社会課）及び新卒未就職者等実務研修型雇用事業（雇用人材総室（就業支援課）))</p> <p>検査項目や着眼点等を具体的に整理したチェックリストを整備するなど、履行確認検査の実効性の向上を図られたい。</p>	<p>実績報告書に記載の雇用状況の内容等の事実確認を主とした検査を実施しており、検査項目や着眼点等を整理した具体的なチェックリストの作成まで要しないと判断していたものである。</p> <p>緊急雇用創出基金担当課から緊急雇用創出事業各事業課に対して、平成 26 年 3 月に、平成 25 年度事業の実績報告等の確認について、チェックリストを提示し、周知徹底した。</p> <p>また、平成 26 年 3 月に会計局から各部局に対して委託料の完了報告書の確認に当たりチェックリストを作成するなど適正な事務処理のための工夫を行うよう通知した。</p> <p>平成 24 年度で終了した介護サービス向上のための職員加配支援事業を除き、緊急雇用創出事業の検査用として配布されたチェックリストを用いて検査を行うこととした。</p>
<p>(イ)提出書類は揃っていたものの、内容についての確認が行われていなかったため、委託期間外の人件費を計上している実績報告書を受理しているものがあつた。 (該当事業：鳥取県「働きながら資格を取る」</p>	<p>実績報告書に添付することとなっている支出の証拠書類等が整備されていたこと及び委託料の額の確定を期限内に行う必要があり処理を急いでいたこと等から、詳細な確認ができていなかったことが原因である。</p>

監査意見	講じた措置
介護雇用プログラム事業（長寿社会課）	<p>平成 24 年度の実績報告書を精査したところ、契約期間外の経費 42,023 円を委託料として過大に交付していたことが判明したため、額の再確定を行い、平成 26 年 4 月に返還があった。</p> <p>再発防止のため、二重チェック等、複数人で確認する体制を整備する。</p>
<p>(ウ)チェックリストを作成し検査を行っているものの、出勤簿と研修日報の照合についての項目がチェックリストに盛り込まれていなかったため、出勤日と研修日の不一致を確認しないまま実績報告書を受理しているものがあった。</p> <p>(該当事業：重点分野職場体験型雇用事業（雇用人材総室（就業支援課））)</p>	<p>重点分野職場体験型雇用事業については、事業件数が多い上、一定期間内に検査を終える必要があることから、検査における勤務簿と日報との照合は、全雇用期間のうちの一部の期間を抽出して行っていたものである。</p> <p>チェックリストに出勤簿と日報の照合について新たに盛り込み、雇用全期間の照合を行うこととした。</p> <p>平成 24 年度分の事業について再調査し、人件費の過大となっていた 7,000 円について、平成 26 年 3 月に返還があった。</p>
<p>(4) 緊急雇用創出事業（委託事業）に係る総括意見</p> <p>ア 検査の実施体制について</p> <p>鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業では、平成 22 年度までは履行確認の検査は全て実地で行っていたが、委託事業が実施から数年経過し受託者の事業に対する理解が進んできたと判断したことから、業務分担の変更により、事業開始当初は、担当者 2 人（うち 1 人は専任非常勤職員）であったものが、平成 24 年度から 1 人（兼任）となり、その職員がその他の業務も担当しながら 124 件の契約の検査を行うこととなったため、十分な時間が充てられず書面のみで行うことが基本となっていた。</p> <p>また、介護サービス向上のための職員加配支援事業及び鳥取県現任介護職員等研修支援事業についても鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業と担当者が同じであることから、検査に十分な時間が充てられない状況であった。</p> <p>については、今後、事業の実施に当たって履行確認の検査に十分な時間が充てられない状況が予想される場合には、検査の実施体制の確保に努められたい。（所管課 長寿社会課）</p>	<p>実績報告書には領収書等支払いの根拠となる全ての書類の添付を義務付けてはいたものの、限られた人員で期限内に処理する必要があり、全ての受託者について実地検査することが困難であったため書面検査が主になっていたものである。</p> <p>介護サービス向上のための職員加配支援事業及び鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業は平成 24 年度で終了しており、特に措置は講じていない。</p> <p>今後、同様の状況が想定される場合は、検査体制が確保できるよう十分な対応をとりたい。</p>
<p>イ 事業の評価について</p> <p>長寿社会課では、緊急雇用創出事業の実施によって雇用の創出及び介護職員等の確保に成果を収めていると考えている。</p>	<p>介護職員の加配置による労働環境や職員の資質向上、処遇改善等は定量的な評価が困難であるため、事業における離職失業者の雇用者数を成果</p>

監査意見	講じた措置
<p>その一方で、事業の目的である加配職員の配置、職員の資質向上等についての成果は、把握が困難との理由で評価が行われていない。</p> <p>しかし、今後、人材の確保対策、介護サービス向上のための事業に取り組んでいく上で、何らかの評価を行い参考とすることが必要である。 (所管課 長寿社会課)</p>	<p>とした。</p> <p>現任介護職員等研修支援事業においては、代替職員を派遣したことにより現任職員が介護等の研修に参加できたこと、事業終了後に事業者に対して行った聞き取り調査で人材確保や現任職員の資質向上に役立つ事業であったとの意見があったことから、職員の資質は向上していると評価している。</p> <p>今後、同様の事業を実施する場合は、委託事業終了後に、事業者や現任職員だけでなく介護サービスの利用者に対しても聞き取り調査等を実施するなど、事業の成果を把握できる工夫を行う。</p>
<p>2 雇用創出を目的とした一般事業（雇用創出奨励金）について</p> <p>(1) 事業実施の手続等は適正に行われているか</p> <p>法令等に沿って概ね適正に手続等が行われていたが、次のとおり一部に不適切な処理があった。</p> <p>ア 鳥取県大量雇用創出奨励金に係る基準人員の算定について</p> <p>対象雇用者の算定の基準となる人員（以下「基準人員」という。）の算定について、基準人員に含めるべき、基準人員算定日の退職者を含めずに処理していた。</p> <p>（該当事業：鳥取県大量雇用創出奨励金（立地戦略課））</p> <p>要領の規定に従って適切に処理されたい。</p>	<p>基準人員算定日の3月31日に退職する者について、要領に明確に記載していなかったため、一部、基準人員に含めずに算定していたものである。</p> <p>再発防止のため、平成26年4月に鳥取県大量雇用創出奨励金支給要領を改正し、3月31日付退職者の取扱いについて解釈に誤りがないよう追記するとともに、事務担当者間による取扱いの差異をなくすため、担当者向けの研修等を行うこととした。</p>
<p>(2) 事業の履行確認は適正に行われているか</p> <p>ア 申請内容の審査について</p> <p>審査に必要な書類の添付を義務付け、申請時に確認しているが、タイムカードや出勤簿による実際の勤務状況や賃金の支払状況など、実態として要件が満たされているかどうかの把握が行われていなかった。</p> <p>（該当事業：鳥取県正規雇用創出奨励金（立地戦略課）、鳥取県大量雇用創出奨励金（立地戦略課）及び鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金（経済産業総室（企業支援課）））</p> <p>申請書への添付書類や申請の内容確認は行われていたが、審査項目を整理したリスト等を作成することにより、さらに審査の正確性を確保するよう検討されたい。</p> <p>また、全件について実地審査を行うことは困</p>	<p>鳥取県正規雇用創出奨励金及び鳥取県大量雇用創出奨励金について</p> <p>雇用実態の把握については、賃金台帳等を提出することを義務付け、これにより業務の履行確認を行っているところであるが、審査は書面審査を原則とし、不備、不明な点等について適宜電話やメール、対面により確認を行い、実地検査は行っていなかった。</p> <p>平成26年4月、交付申請書及び実績報告書の提出書類の審査項目と留意事項を整理したチェックリストに、疑義がある場合の内容及び対応についての項目を追加した。</p> <p>また、申請の状況によりサンプル的に実地検査を行うとともに、雇用契約書と勤務実態が大きく</p>

監査意見	講じた措置
<p>難であると思われるが、審査の有効性の検証や事業者に対する牽制の意味でも、サンプリングや抜き打ちによる実地審査を行うことを検討されたい。</p>	<p>異なっていると疑われる場合も、実地検査を行うこととした。</p> <p>鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金について 雇用実態の把握については、雇用契約書、雇用保険被保険者台帳及び賃金台帳等の写しを提出することを義務付け、これにより業務の履行確認を行っており、審査に当たって不備、不明な点等があれば適宜電話やメール、対面により確認を行っていた。</p> <p>平成 26 年 3 月、申請事業所及び対象労働者の審査項目を整理したチェックリストを作成した。</p> <p>また、雇用契約書と勤務実態が大きく異なっていると疑われる場合は、実地検査を行うこととしたが、平成 25 年度は案件はなかったため、書面検査のみとした。</p>
<p>イ 解雇理由の確認について</p> <p>申請後の返還要件である、正規雇用創出奨励金の対象雇用者の雇入日から 1 年 6 か月を経過する日までの間の事業主都合による解雇の有無の状況について、継続して申請が行われている事業主については確認していたが、本事業が単年度で終了する事業主については確認していなかった。</p> <p>(該当事業：鳥取県正規雇用創出奨励金（立地戦略課）、鳥取県大量雇用創出奨励金（立地戦略課）及び鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金（経済産業総室（企業支援課）))</p> <p>申請後の返還要件である事業主都合による解雇の有無の確認については、奨励金の支給が単年度で終了する事業主についても確認できるよう、知事認定等に係る事業継続努力義務期間内に提出される事業状況報告等の際に併せて報告を求める等の方法を検討されたい。</p>	<p>対象労働者が雇入れられた日から起算し 1 年 6 か月を経過する日以前に事業主都合で解雇された場合は、奨励金を返還する規定があり、継続申請される企業には確認していたが、要領作成段階の不備により、単年度のみ申請する企業については確認ができていなかった。</p> <p>鳥取県正規雇用創出奨励金及び鳥取県大量雇用創出奨励金について、平成 26 年 4 月に支給要領を改正し、単年度事業者についても対象者を雇入れ等した日から 1 年 6 月経過するまでの状況について毎年 10 月 1 日時点の雇用状況報告書を提出させることとし、平成 26 年 10 月に、奨励金交付事業者に対して雇用状況報告書を提出するよう通知した。</p> <p>鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金について、平成 24 年度単年度だけ申請した事業主に対して、雇用保険被保険者台帳を提出させて離職状況を確認した結果、返還が必要な事例はなかった。</p> <p>また、平成 26 年 4 月に鳥取県経営革新正規雇用創出奨励金支給要領を改正し、1 年 6 か月を経過してから 1 月以内に、雇用状況報告を報告させることとした。</p> <p>さらに、支給決定通知書に、当該報告が必要であること及び 1 年 6 か月を経過する日以前に事業主都合で解雇した場合は奨励金の返還等が生じることを明記することとした。</p>
<p>第 4 総括意見</p>	

監査意見	講じた措置
<p>1 実地検査の実施体制の確保について</p> <p>今回の監査の対象とした事業の中には、対象案件が多く時間的な余裕がないことから、全ての案件について事業の履行確認が、事業実績報告書等の書面のみで行われているものがあった。</p> <p>事業確認に要する時間的な制約があることは理解できるものの、対象事業はいずれも一定期間の事業主による雇用実態を要件としており、その要件確認の実効性を高める観点からは、抽出などにより実地検査も取り入れることが必要と考える。</p> <p>については、雇用を要件とする事業の確認検査においては、サンプリングや抜き打ちで実地に検査を行える体制の確保について努められたい。</p>	<p>雇用実態の確認については、実際に現地で確認している事業がある一方、現地での確認を行わず、雇用の事実確認を雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（公共職業安定所が発行）や賃金台帳等の書面のみで行っている事業があった。</p> <p>緊急雇用創出基金担当課から緊急雇用創出事業各事業課に対して、平成 26 年 3 月に平成 25 年度事業の実績報告等の確認について、委託先での雇用実態も含め、現地で現物を確認するよう周知徹底し、平成 25 年度は 237 件中 226 件が実地検査を行った。</p> <p>今後は、緊急雇用創出事業については、原則として全事業について実地調査することとし、それにより難しい場合は対象事業の中からサンプリング調査を実施する、又は事業実施期間中に抜き打ちで実地調査を行うことなどにより、適正な事業実施を確保するよう平成 27 年 2 月に周知徹底した。</p> <p>平成 26 年度の緊急雇用創出事業については、全事業について実地調査を実施した。</p>
<p>2 緊急雇用創出事業廃止後の対応について</p> <p>国の緊急雇用創出基金を活用した事業については、鳥取県において雇用創出を目的として緊急的に各部局で取り組まれてきたところである。</p> <p>今回、監査対象とした鳥取県「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業（平成 21 年度から平成 24 年度まで実施）や重点分野職場体験型雇用事業（平成 21 年度から平成 25 年度まで実施）等においても、厳しい経済雇用情勢の中、相当数の雇用機会の創出が行われた。</p> <p>その結果、就業が可能となった者だけでなく、介護分野のように、人材確保によって「利用者の処遇向上」や「職員の資質向上」などについて事業の利用者である県民に対してもその効果は及んだものとする。</p> <p>については、事業廃止によるこれらの効果への影響を検証し、一般施策として対応すべきところがないか点検されたい。</p>	<p>緊急雇用創出事業の各事業課において、事業の効果及び必要性を検証・検討した上で、一般財源等で実施する事業として平成 27 年度に 5 事業を予算計上した。</p>